

信州大学こまくさ寮自治規約

第1章 総則

第1条 本学寮は信州大学こまくさ寮と称する。

第2条 本学寮は信州大学厚生施設としての自治寮であり、信州大学生がこれを構成する。

第3条 本学寮は自治擁護、並びに生活向上を図り、自由で明るい学寮の建設を目的とし、それを実現するために諸活動を行う。

第4条 本学寮の管理運営は、寮生全員がこれを行う。

第2章 寮生の権利及び義務

第5条 寮生は規約の定めるところにより、次の権利を有する。

1. 学寮の各役員を選挙し、かつ役員に選挙される権利（選挙権及び被選挙権）
2. 学寮の役員を正当な理由をもって罷免する権利
3. 学寮の全ての問題に直接、間接に参与し、意見を述べる権利

第6条 寮生は規約の定めるところにより、次の義務を負う。

1. 総会、ブロック会議などの諸会議へ出席し、その議決に加わる義務
2. 諸会議での決定事項を厳守する義務
3. 寮費、その他必要な諸経費を納入する義務

削除

第3章 機関

第7条 本学寮は第3条の目的を達成するために、次の機関を有する。

1. 総会
2. 寮委員会
3. ブロック会議
4. 部局
5. 独立委員会
6. 特別委員会
7. 会計部

第1節 総会

第8条 第1項 総会は本学寮の最高議決機関であり、寮生全員がこれを構成する。

第2項 総会は全寮生の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

総会に出席できないものは、委任状を議長団に提出して出席に代えることができる。ただし、委任状の数にかかわらず、全寮生の2分の1以上が現に出席していなければならない。

第3項 議決は、現に出席している人員と個人委任状提出者の人員の過半数をもって成立する。

ただし、重要事項の場合は、3分の2以上をもって成立する。賛否同数の場合は、議長の裁断により決定される。

第9条 総会は、議長団がこれを運営する。

第10条 総会は次の場合、寮長によって招集される。

1. 各期2回の定例総会（原則として4，9，10，1月とする。）
2. 寮委員会が必要と認めた場合
3. 全寮生の5分の1以上の要請があった場合

第11条 総会は次の任務を有する。

1. 基本方針の決定
2. 他団体との提携、加盟、脱退の承認
3. 予算の決定と決算の承認
4. その他、必要事項の議決

第2節 寮委員会

第12条 第1項 寮委員会は本学寮の最高執行機関であり、総会に次ぐ議決機関であつて、正副寮長、議長団、正副部長、総務長、総務を持って構成する。ただし、寮委員会は必要な場合は、独立委員会、特別委員会に出席を要請することができる。

出席できない場合は、委任状を寮長に提出して出席に代えることができる。

第2項 寮委員会は、寮委員の3分の2以上の出席により成立する。

寮委員会に出席できない場合は、委任状を寮長に提出して、出席に代えることができる。

第3項 決議は現に出席している人員の過半数をもって成立する。ただし、規約改正の場合は、第47条に準ずる。

賛否同数の場合は、議長の裁断により決定される。

第13条 第1項 寮委員会は次の場合、寮長によって招集される。

1. 原則として週1回の定例委員会
2. 寮長が必要と認めた場合
3. 寮委員の要請があった場合

第2項 寮委員会は寮委員の3分の2以上の出席により成立する。

第3項 決議は、現に出席している人員の過半数をもって成立する。

ただし、規約改正の場合は第44条に準ずる。可否同数の場合は、議長の裁断による。

第14条 寮委員会は次の任務を有する。

1. 総会の決定に基づく本学寮のあらゆる活動及び執行

2. 基本方針の決定
3. 活動方針の決定
4. 予算案の作成と決算報告
5. 必要に応じ、特別委員会の設置並びに廃止

第15条 寮委員会の決定は、直ちに公表されなければならない。

この決定に異議のある場合は、公表後48時間以内に寮委員に申し出て再審議を要請することができる。

第3節 ブロック会議

第16条 ブロック会議は寮委員会における決定を通達する手段であり、議事の進行は総務が責任をもって行う。

ブロック会議に出席できない者は委任状を総務に提出して出席に代えることができる。

第17条 ブロック会議は次の場合、ブロックの総務によって招集される。

1. 原則として週1回の定例会議
2. 寮長又はブロックの総務が必要と認めた場合
3. 各ブロックの寮生の5分の1以上の要請があった場合

第4節 寮三役

第18条 寮三役は、正副寮長及び議長団によって構成される。

第19条 第1項 寮三役は、学生自治の運営の中核として寮委員会における議題をあらかじめ議論するための寮三役会議を行う。

第2項 寮三役会議は、原則として週1回定期的に開かれる。ただし、緊急の際はこの限りではない。

第20条 議長は、必要に応じて諸会議の席上に参考人をよぶことができる。

第5節 部局

第21条 部局は、ブロックの選出の部員により構成される。

第22条 各部局は部局長1名、副部局長2名により構成される。

ただし、必要に応じて、部局長が補佐を設置することが出来る。

第23条 部局として、炊事、会計、文化・防災、厚生、事務、ボランティアを置き、部員は原則として各ブロックより選出され、正副部局長は部員の互選により選出される。

第6節 独立委員

第24条 第1項 独立委員会として次の委員会を置く。

入寮選考委員会 選挙管理委員会
新入生歓迎委員会 会計監査委員会
寮祭実行委員会 機関紙委員会

第2項 会計監査委員は、原則寮三役が兼任とする。

第3項 寮委員会は寮生の承認を得て、臨時特別委員会を設置することができる。

第7節 特別委員会

第25条 特別委員会は寮委員会の補佐機関であり、寮委員会が設置並びに廃止する。

第8節 会計部

第26条 第1項 本学寮の会計事務は食費徴収を含め、全て会計部の任務とする。

第2項 会計部については、細則に定める。

第4章 役員

第27条 本学寮に次の役員を置く。

1. 寮三役（寮長1名、副寮長 男女各1名、議長団 男女各1名）
2. 総務 各ブロック1名 計14名
3. 入寮選考委員 各ブロック1名 計14名
4. 新入生歓迎委員 各ブロック1名 計14名
5. 寮祭実行委員長 1名、副寮祭実行委員 男女各1名
6. 正副選挙管理委員 男女各1名
7. 機関紙委員 男女各2名
8. 特別委員、会計監査委員 若干名

第28条 各委員は、次のようにして選出される。

1. 正副寮長、議長団は全寮生の選挙による。
2. 総務、部局員は各ブロックから選出される。
3. 寮委員は総会の承認を必要とする。
4. 総務長は総務の互選により、1名選出される。

第29条 役員の任期は次のとおりとする。

1. 正副寮長、議長団、部局員（会計部は除く）、選挙管理委員、会計監査委員は2期制とし、前期を4～9月、後期を10～3月とする。
2. 会計部は通年とし、入寮選考委員、新入生歓迎委員は後期のみとする。

第5章 会計

第30条 寮費は全寮生一律にし、その額は寮委員会が寮生総会の承認を得て決定する。

第31条 寮費を定められた期間内に納入できない者は、すみやかに理由を会計に届け、処置を受けること。

第32条 会計年度は2期制とし、前期を4~9月、後期を10~3月とする。

第33条 会計監査委員会は、会計の厳正なる監査を任務とする。

第34条 会計監査は、1期に少なくとも1度は行う。

ただし、寮生10名以上の要求があった場合、あるいは会計監査が必要と認められた場合、あるいは会計監査が必要と認めた場合、監査を行う。

それらの経緯、結果は総会において報告しなければならない。

第35条 会計については、細則に定める。

第6章 入退寮

第36条 入寮選考は、入寮選考委員が行う。

第37条 途中入寮を希望する者は、所定の願書を寮委員会に提出しなければならない。

途中入寮については、寮委員会が必要と認めた場合に限り、臨時入寮選考委員会を設置し、その選考に当たる。

第38条 退寮を希望する者は、その旨を事前に寮委員会に届けなければならない。

第39条 寮生が次の各項に該当したときは、寮委員会は総務の承諾を得て退寮を命じることができる。

1. 寮費等定められた経費の納入を正当な理由なく3ヶ月以上怠ったとき
2. 学寮の秩序を著しく乱す行為のあったとき
3. 健康上の理由などで共同生活に適さないと認められたとき
4. 第6条に定める寮生としての義務を放棄したとき
5. 第48条を遵守しなかったとき

第40条 入寮した者は、12ヶ月分の寮費を支払うものとする。よって、途中退寮する者は、その年度の残りの寮費を支払わなければならない。

第7章 渉外

第41条 学生自治会、その他寮外機関との交渉は、寮三役あるいは寮生全体がこれに当たる。

第42条 外来者の宿泊、学寮施設の使用は原則として認めない。

第8章 規律

第43条 外来者は本規約に従うものとする。

第44条 寮の門限、並びに部屋替えに関しては、寮委員会において承諾、決定する。

第9章 寮生投票

第45条 寮委員会が必要認めた場合または寮生全体の10分の1以上の要請があった場合は、寮生投票を行うことができる。この決定は総会と同様である。

第46条 寮生投票は、寮生全体の3分の2以上をもって決定される。

第10章 補 足

削除

削除

第47条 規約改正は、寮委員の3分の2以上の承認を得て発議され、寮生全員の3分の2以上の同意を得なければならない。

寮生による発議は、第11条第3項に準じて総会を招集して行う。

第48条 寮施設内での飲酒・喫煙は禁止とする。

第49条 本規約に定めていない事項に関しては、寮三役が協議のうえ、対処するものとする。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。